

地域低炭素投資促進ファンド創設事業

2, 100百万円（0百万円）

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには巨額の追加投資が必要であり、民間資本の動員が不可欠である。また、低炭素化の技術・ビジネスへの投資は、我が国の経済成長の原動力ともなり得る。

例えば、中央環境審議会は、「再生可能エネルギー及び省エネルギーの追加投資額として2030年までに135兆円から163兆円の追加投資額を必要とするが、当該投資による回収額は205兆円から241兆円が見込まれる。グリーン成長の実現のため、低炭素投資を促進する施策の実施が重要である。」と指摘している（2013年以降の対策・施策に関する報告書（平成24年6月））。

このため、金融メカニズムを活用して、低炭素化プロジェクトへの投資（低炭素投資）を促進する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）出資事業

リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶものが多いこと等に起因するリスクが高く民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトについて、CO₂削減効果を審査・評価し、民間資金による投資の呼び水とすべく、地域・市民ファンド、SPC等に出資する基金を民間団体等に造成する。

（2）利子補給事業

融資における利子負担を軽減することにより、低炭素化プロジェクトにおける資金調達を円滑化するため、金融機関を通じて地球温暖化対策に係る費用について利子補給を行う。

○ 環境格付融資に係る利子補給：金融機関が企業の環境配慮の取組全体を評価して行う「環境格付融資」により融資を受ける事業者が、CO₂排出を3カ年以内に3%（又は5カ年以内に5%）以上削減することを条件として、 $\text{年利} \left[(\text{契約時の貸付金利}) \times \frac{2}{3} \right] \%$ （上限1%）の利子補給を行う。

○ 環境リスク審査融資に係る利子補給：金融機関が融資判断において環境影響を防ぐ観点から審査を行った低炭素化プロジェクトへの融資について、事業者が一定以上のCO₂排出抑制計画を作成することを条件として、年利2%を限度として利子補給を行う。

3. 施策の効果

出融資、利子補給等の金融メカニズムを活用して、地域における低炭素化プロジェクトへの投資を促進し、市場を創出することにより、CO₂排出削減を加速化し、同時に、経済再生・地域の活性化にも資する。

地域低炭素投資促進ファンド創設事業

平成25年度予算(案)額
2,100百万円【新規】

目的

2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要※であり、民間資本の活用が不可欠。出融資、利子補給等の金融メカニズムを活用して、地域における低炭素化プロジェクトへの投資を促進し、市場を創出する。

※例えば、再エネ・省エネの追加投資額として2030年までに135兆円から163兆円の追加投資額が必要との指摘あり。（中央環境審議会「2013年以降の対策・施策に関する報告書（平成24年6月）」）

事業内容

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を動員するため、以下の業務を行う基金を造成する。

① リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶものが多いこと等に起因するリスクが高く民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトについて、CO2削減効果を審査・評価し、民間資金による投資の呼び水とすべく、地域・市民ファンド、SPC等に出資

② 融資における利子負担を軽減することにより、低炭素化プロジェクトにおける資金調達を円滑化するため、金融機関を通じて利子補給（利子補給対象は、金融機関が、（1）企業の環境格付を通じて金利を優遇する環境格付融資、又は（2）融資判断に当たってプロジェクトごとに環境リスク審査を行うもの）

